

令和7年
創設から
20周年を
迎えます!



第三者評価事業受診のご案内

京都介護・福祉サービス

第三者評価等支援機構

(事務局：社会福祉法人京都府社会福祉協議会)

第三者評価の目的と趣旨

- ①第三者評価事業は、個々のサービス事業者の組織運営やサービスの提供内容について、その透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善に寄与することを目的としています。
- ②そして評価の結果が公表されることで、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報になることも重要な目的です。
- ③サービス事業者のコンプライアンス意識の顕在化と、利用者への安心と信頼を提供することにつながり、**事業者と利用者の双方にとって有益な事業となることを期待するものです。**

京都ならではの取り組み



★「受審」ではなく「受診（ありのままを診る）」★

京都の第三者評価は、事業所を審判したり格付けするものではなく、ありのままを診るという意味で、「受診」としています。

また、評価を行うに当たっては、「ポジティブ・アシスト」（肯定的支持）」を基本とし、事業所の「伴走者」の姿勢でのぞんでいます。

今の事業所の強みをより伸ばし、弱みをより良い方向に改善する支援をしていく。そのような「お手伝い」をすることが、京都の第三者評価の役割で、事業所側にとっては内的な効果と、外的な効果を得ることが出来ます。

内的な効果と外的な効果とは

「内的効果」⇒事業者の質の向上への取り組みの支援

例えば

- ・ 自らが提供するサービスの質について改善すべき点が明らかになる。
- ・ 改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けた具体的な取り組みの目標設定が可能となる。
- ・ 第三者評価を受ける過程において、職員の自覚と改善意欲を向上し、諸課題の共有化が促進される。

「外的効果」⇒就職希望者や利用者への情報提供

例えば

- ・ 就職フェアで「第三者評価受診事業所」として紹介され、就職希望者が、事業所を選択するときの一つの指標となる。
- ・ きょうと福祉人材育成認証制度の要件となっている。
- ・ 利用者が、介護・福祉サービス事業所を選ぶ際に役立つ情報を得ることが出来るとともに、サービスを受けている事業所が、問題解決やサービス向上に関心があるかを確認することができる。

受診事業所の声 (アンケートより)



受診事業者からは次のような声が寄せられています。

●課題・情報の共有

- ①組織全体とチームの一貫した課題共有の重要性を改めて気付かされた。
- ②情報の共有・書類の管理の見直しの機会になった。
- ③項目ごとに細かく振り返りの資料として活用でき、新たな課題抽出にも役立った。

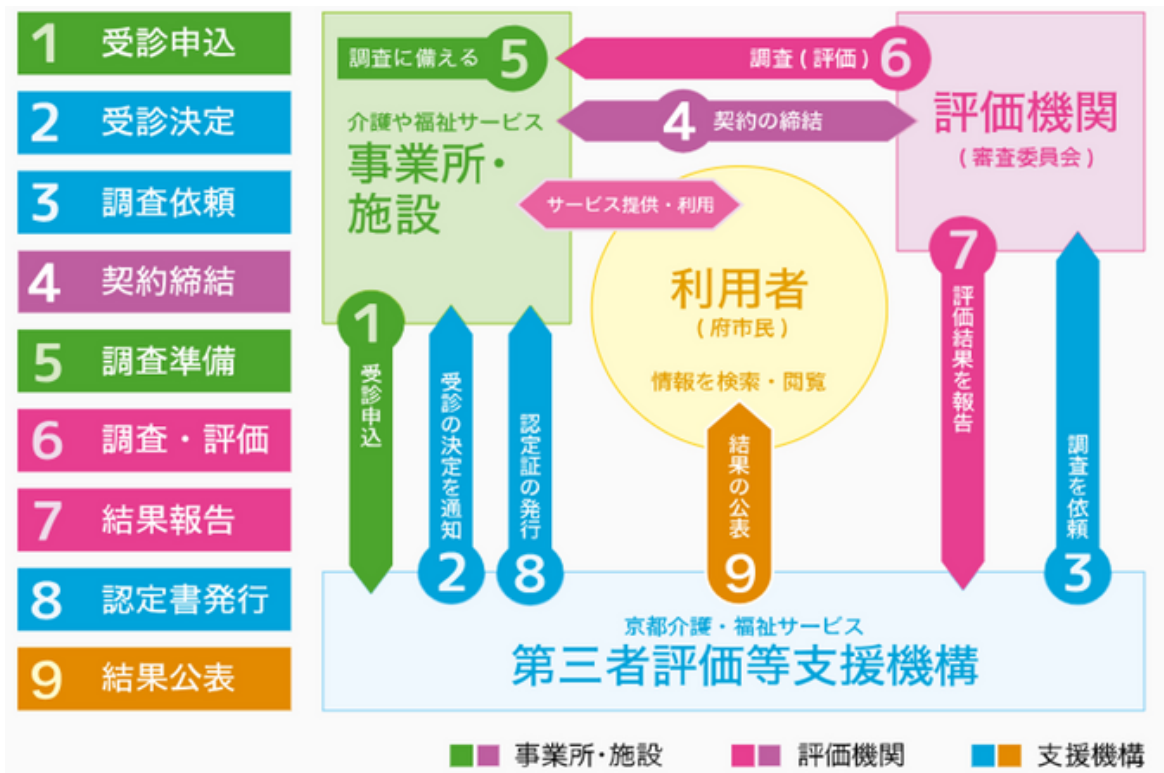
●方向性・指標

- ①見えていなかった事業所の「強み」を確認できた。
- ②よりよい労働環境・サービス内容を考えていくための指標となった。

●人材の育成・意識向上

- ①主任クラス等の中堅職員の意識が大きく変化した（人材育成としての効果が大きかった）
- ②管理職以外の職員も参加することにより、職員の仕事に対する意識や業務改善に向うモチベーションが高まった。
- ③これまで以上に、いろいろな職種間での情報の共有・連絡・相談が一体化した。

受診準備から公表まで



詳細はホームページをご覧ください

京都介護・福祉サービス
第三者評価等支援機構
ホームページURL
<https://kyoto-hyoka.jp/>

アクセスは
こちらから

